

役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新緑福祉会(以下「法人」という。)の役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席に伴う費用弁償)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により費用弁償を支給する。

(監事への費用弁償)

第4条 監事が法人及び事業所の運営状況を指導又は監査の業務を行った場合は、別表1により費用弁償を支給する。

(理事及び評議員並びに評議員選任・解任委員の報酬)

第5条 理事が、理事会以外の日において、理事会の命を受けて法人業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

2 評議員が、評議員会以外の日において、理事会の命を受けて法人業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

3 評議員選任・解任委員が、評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表3により報酬を支払うことができる。

(適用除外)

第6条 法人の職員を兼務する役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員は、この規程を適用しない。

(規程の改正)

第7条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を得なければならない。

附則

この規程は、平成27年9月1日から施行する。(平成27年9月16日理事会議決)

附則

この規程は、平成29年1月17日に遡及して施行する。(平成29年3月21日評議員会議決)

別表1(第3条、第4条関係)

名 称	報 酬	費用弁償
理事会・評議員会出席	なし	3,000円/1回
監事監査出席	なし	3,000円/1回

別表2(第5条関係)

名 称	報 酬	費用弁償
理事(理事会議決による)	1,000円/1時間 (1時間単位での支給とする)	3,000円/1回
評議員(理事会議決による)	1,000円/1時間 (1時間単位での支給とする)	3,000円/1回

別表3(第5条関係)

名 称	報 酬	費用弁償
評議員選任・解任委員 (評議員会議決による)	13,000円/1日	報酬に含まれる

源泉所得税について

報酬に関しては、別途「所得税(10%)」を上乗せして支給する

ただし、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は「復興特別所得税0.21%」を合わせて上乗せして支給する